

政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権の研究ライセンス及びライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用に関する基本方針

公立大学法人大阪市立大学（以下、「法人」という。）では、「公立大学法人大阪市立大学産学官連携ポリシー」に基づき、研究成果の社会への還元を大学の第三の使命である社会貢献活動として位置付けるとともに、「公立大学法人大阪市立大学知的財産ポリシー」に基づき、研究・教育活動を通して得られる知的財産の創出、取得、管理、活用という知的創造サイクルの基盤構築に向けて、積極的な取り組みを日々実践している。

法人では、両ポリシーを踏まえた上で、今後、他の大学等又は民間企業から、政府資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく法人帰属の知的財産権の研究ライセンスの供与又はライフサイエンスツール特許の使用の許諾を求められた場合の基本方針について以下に定めるものとする。

I. 研究ライセンスの供与に関する基本方針

法人は、他の大学等から政府資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく法人帰属の知的財産権について研究ライセンスの供与を求められた場合、原則として当該研究を差し止めることなく、その求めに応じて研究ライセンスを供与するものとし、その対価は原則、無償（但し、実費を除く。）又は合理的な対価とする。

II. リサーチツール特許の使用の許諾に関する基本方針

法人は、他の大学等又は民間企業から基礎研究や事業化段階に入る前の研究において、法人帰属のリサーチツール特許の使用の許諾を求められた場合、事業戦略上の支障がある場合を除き、その求めに応じて非排他的なライセンスを供与するものとし、その対価は当該特許を使用する研究の性格や当該特許が政府資金を原資とする研究開発によるものか否かを考慮した合理的な対価とする。ただし、他の大学等へ非排他的なライセンスを供与する場合の対価は、大学等の学術振興の観点から原則、無償（但し、実費を除く。）とする。

III. 成果有体物の提供

他の大学等又は民間企業への成果有体物の提供については、「公立大学法人大阪市立大学成果有体物取扱規程」に基づく。

IV. 用語の定義

基本方針で使用している用語の定義については、総合科学技術会議の「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日）に基づく。